



「生徒指導提要」を実践に生かすために

文部科学省は学校の生徒指導を取り巻く環境の変化に対応するため、令和4年12月に「生徒指導提要」を12年ぶりに改訂しました。

「今回のいじめ事案に対して、学校は生徒指導提要にそった対応をされていますか？」

「不登校の未然防止に関して、生徒指導提要を参考にした取組はなされていますか？」

「SNSやネット利用の留意点として、生徒指導提要ではどのようなことが示されていますか？」

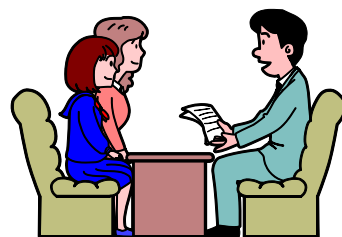
学校に対して、上記のような問い合わせが保護者や地域関係者から寄せられることが、全国的に増えてきています。もしそんな問い合わせがあった場合、先生方の学校ではどのように回答されるでしょうか。

生徒指導提要を理解するための研修を

文部科学省は生徒指導提要をHPで公開しており、保護者をはじめ誰もが無料で容易に内容を確認できる上、記載内容もデジタル化されており、関連資料などにも簡単にアクセスできる環境にあります。保護者や地域関係者が生徒指導提要をしっかりと読み込んでいるのに、教育のプロである教職員が内容を知りませんでは済まないのです。

万が一、生徒指導の事案が裁判で争われた場合に「分量が多すぎて読む時間がなかった」と言っても裁判所にはおそらく通用しません。もし教職員が児童生徒を指導した後に「生徒指導提要の内容と異なるのではないか」と苦情が寄せられた場合、教職員が生徒指導提要を理解した上で指導内容をきちんと説明できるようにしておかなければ、児童生徒や保護者との信頼関係は築けません。

生徒指導提要について少しずつでもよいので時間をかけて内容を読み込み、理解するための研修を実施することが学校に求められています。生徒指導提要は実際に生徒指導の現場で悩んでいる新しい課題についても有用な知見や対応策が豊富に示されており、実務上でも役立つはずです。校内研修等を通して理解を深め、実践に生かしていくことが大切です。



新しい生徒指導提要の特徴

新しい生徒指導提要（以下 新提要）は、子どもの権利条約の考え方を生徒指導にも取り入れる等、新しい知見を紹介するとともに最近の学校現場で増加傾向にあるトラブルや実務上の困難なケースへの対応策も豊富に掲載していることから、非常に有用な内容になっています。

これまでの生徒指導の考え方は、児童生徒の権利保障の側面よりも学校の秩序維持や教職員の教育観に力点が置かれていましたが、新提要では子ども目線の生徒指導に基づき、児童生徒の自立と自己実現を支援するという「生徒支援」とも言うべき生徒指導観を示しています。

中でも特徴的なのは、「重層的支援構造」の考え方です。「発達支持的生徒指導」「課題予防的生徒指導」「困難課題対応的生徒指導」という3種類の生徒指導の段階があり、さらに課題予防的生徒指導には「課題未然防止教育」「課題早期発見対応」の2つの段階があるというものです。



図2 生徒指導の重層的支援構造

- 1 発達支持的生徒指導
特定の課題を意識せず、子どもの発達を教職員がいかに関与させるかという視点で、声かけや授業、行事等を通して、社会的資質・能力を育成する。全ての児童生徒を対象に日常的に行われる指導。
- 2 課題予防的生徒指導
 - (1) 課題未然防止教育
特定の課題を意識し、全ての児童生徒を対象にして生徒指導上の諸課題の発生を未然に防止する指導。（例：いじめ防止教育、自殺予防教育、薬物乱用防止教育など）
 - (2) 課題早期発見対応
特定の課題を意識し、その前兆が見られる一部の児童生徒を対象に、深刻化するのを防止するために行われる指導。
- 3 困難課題対応的生徒指導
すでに問題が起きている状況の中、深刻な課題を抱えている児童生徒に対して組織的に行われる指導。関係機関とも連携し、「チーム学校」が総がかりで支援する。

これまで学校は生徒指導上の諸問題について、主に課題早期発見対応、困難課題対応的生徒指導に力を入れ、一定の成果を上げてきました。しかし、いじめ問題では積極的な認知は進んでいるものの深刻な事案が後を絶たず、その態様も複雑化・多様化し、重大事態に至るケースが増加しています。また不登校についても増加の一途をたどり、その数は全国で30万人近くになっています。

そこで新提要在案が提案しているのが発達支持的生徒指導、課題予防的生徒指導への注力にシフトすることです。つまり、いじめを生まない環境作り、いじめをしない態度や能力を身につける取組を充実させ、予防していくという考え方です。

また新提要在案は「チーム学校」という概念を重視し、学校の教職員がスクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカーなどの外部人材、警察や児童相談所などの関係機関と適切に連携し、協働的に対応する方針が強調されている点も特徴です。

さらに校則問題、いじめ、不登校、インターネット・携帯電話に関わる問題、性犯罪や性的マイノリティなどの問題など、新たな法令や知見に基づく詳細な考え方が掲載されています。とくに発達障害や精神疾患のある児童生徒への対応、支援を要する家庭への対応、外国人児童生徒への対応などは実務上も困難なケースが多いことから、基本方針を示している新提要在案の考え方が参考になるはずです。